



区役所からの

お知らせ

「鶴見区将来ビジョン(案)」
「鶴見区地域保健福祉ビジョン(案)」
への意見を募集します

令和5年4月の策定に向け、次の2つのパブリック・コメントを実施します。皆さまのご意見をお聞かせください。

鶴見区将来ビジョン

地域としての区のめざすべき将来像や将来像の実現に向けた施策展開の方向性等をとりまとめたもの

鶴見区地域保健福祉ビジョン

区の実情や特性に応じた地域保健福祉を推進するための指針

ビジョン(案)・
意見等記入用紙
の入手方法※

区役所1階 行政情報コーナー、
ホームページ、市役所1階 市民
情報プラザ

※令和5年2月13日から入手可能

提出期間 2月13日(月)～3月13日(月)

提出方法 担当窓口への持参、送付、FAX、メール
※意見等記入用紙で提出ください。

問合 提出先 ①「鶴見区将来ビジョン」に関する
総務課(政策推進) 4階④番
☎6915-9173 📠6913-6235
✉tr0008@city.osaka.lg.jp
②「鶴見区地域保健福祉ビジョン」に
関すること
保健福祉課(高齢者支援) 1階⑩番
☎6915-9162 📠6913-6235
✉tr0010@city.osaka.lg.jp

介護サービス利用にかかる
医療費控除について

医療系を中心とした介護保険サービスを利用した場合の利用者負担は、医療費控除の対象となる場合があります。対象となる利用者負担は次のとおりで、いずれも「領収証」が必要です。

施設サービスの利用者負担額

- ① 介護療養型医療施設 ② 介護老人保健施設
③ 介護老人福祉施設 ④ 介護医療院

※上記①～④の利用料・居住費・食費の利用者負担額
(ただし③は1/2相当額)

居宅サービスの利用者負担額

- ① 医療系サービスの利用者負担額
(訪問看護・通所リハビリテーションなど)
② 福祉系サービスの利用者負担額
(生活援助中心型を除く訪問介護・通所介護など)

※福祉系サービスは、医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

介護福祉士等による喀痰吸引等が行われたとき

本来医療費控除の対象とならない介護サービスであっても、介護福祉士による喀痰吸引・経管栄養が行われたときは、当該居宅サービス等にかかる自己負担額の1/10が対象となります。

おむつ代

おむつ代の医療費控除を受けるには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。要介護認定をおむつ代を使用している方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、医師の証明に代わる「確認書」を、下記の介護保険窓口で交付できる場合があります。

障がい者控除対象者認定書

身体障がい者手帳などの交付を受けていない方でも、65歳以上で、ねたきりの方または認知症の方で、その程度が身体障がい者手帳などの交付基準に準ずる場合は、申請により交付を受けることができます。

※要介護認定もしくは指定医師による診断書等が必要です。
※認定書を提示し、所得税の確定申告や個人市・府民税の申告をすることにより税法上の「障がい者控除」の適用を受けることができます。

問合 保健福祉課(高齢者支援) 1階⑩番
☎6915-9859

後期高齢者医療高額医療・高額介護合算制度における
令和3年度分の申請勧奨通知を発送します

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が1年間(令和3年8月1日～令和4年7月31日)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、自己負担限度額を超える被保険者は、支給申請をすることでその超えた金額が支給されます。

大阪府後期高齢者医療広域連合から、3月上旬に申請勧奨通知がお手元に届くよう発送されますので、**書類が届いた方は必要事項をご記入のうえ、同封の封筒にて返送してください。**

問合 大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎4790-2031(月～金曜日 9時～17時30分)

個人市・府民税(住民税)の申告受付会場のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来所を控えていただき、送付または行政オンラインシステムによる申告をお願いします。なお、申告書は源泉徴収票などをもとに大阪市ホームページで作成いただけます。

申告の
お知らせ▶



1 申告方法[3月15日(水)まで受付]

①送付

申告書に記載のうえ、添付書類とともに京橋市税事務所あてに送付してください。

②行政オンラインシステム

令和4年中に収入がない方、または令和4年中に収入があり給与所得・雑所得(公的年金等・業務・その他)の申告のみの方は、行政オンラインシステムにより必要事項を入力して申告してください。

③窓口(土・日・祝休日を除く)

※受付期間の最初・最後の1週間や午前9時台は混雑が予想されます。

※所得税の確定申告等については城東税務署(☎6932-1271)にお問い合わせください。

●京橋市税事務所(都島区片町2-2-48 JEI京橋ビル4階)

2月3日(金)～3月15日(水)
月曜日～木曜日9時～17時30分、金曜日9時～19時

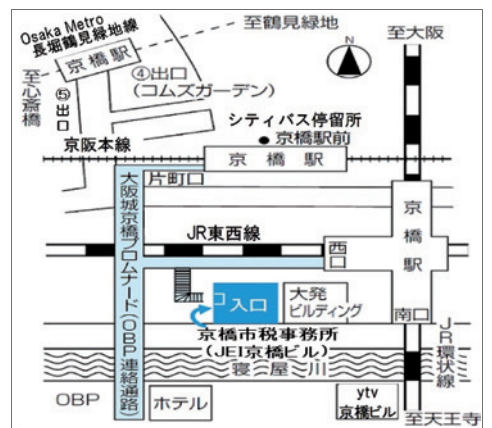
●鶴見区役所 3階302会議室(横堤5-4-19)

2月16日(木)～3月15日(水)
月曜日～金曜日9時～11時30分／13時～16時

感染症拡大防止にご協力ください

- △混雑防止のため事前に申告書を作成のうえ、マスクの着用、
手指消毒・検温にご協力ください。
△混雑状況により入場を制限する場合があります。
△咳や発熱等の症状のある場合は来所をお控えください。

問合 京橋市税事務所市民税等グループ(個人市民税担当)
☎4801-2953



所得税等の確定申告相談会場のご案内

例年、申告書作成会場は大変混雑します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、ご自宅からスマートフォンやパソコンで申告ができる便利なe-Taxをぜひご利用ください。



◀ e-Taxは
こちら

城東税務署の申告書作成会場

城東税務署(城東区中央2-14-29)

- 京阪本線「野江駅」徒歩約5分 ●Osaka Metro今里筋線・長堀鶴見緑地線「蒲生四丁目駅」徒歩約10分
●JRおおさか東線「JR野江駅」徒歩約6分

日時 2月16日(木)～3月15日(水) ※土・日・祝日を除く
9時15分～16時(8時30分～受付)

※入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」がなくなり次第、受付終了します。
「入場整理券」は当日会場で配布するほか、オンラインによる事前発行(LINE)も行います。



◀「入場整理券」
の事前発行は
こちら

税理士による無料相談会場(近畿税理士会城東支部主催)

城東区民センター4階会議室(城東区役所内)(城東区中央3-5-45)

- 京阪本線「野江駅」徒歩約8分 ●Osaka Metro今里筋線・長堀鶴見緑地線「蒲生四丁目駅」徒歩約5分

日時 2月7日(火)～10日(金)
9時45分～15時(12時～13時は休憩時間)

※受付にて整理券を発行します。その際、検温、氏名、連絡先、体調チェック表の記入をいただきます。
※整理券がなくなり次第、受付終了します。
※譲渡所得(他の所得との損益通算を含む)、贈与税、相続税の申告相談は行っておりません。

■注意事項

- ※医療費の明細書や収支内訳書等は、ご自宅で事前に記入のうえ、申告会場へ来場願います。
※ご来場の際はマスクを着用し、筆記用具、計算器具を必ず持参してお越しください。会場ではご用意しておりません。
※税務署の駐車場は大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

問合 城東税務署 ☎6932-1271(代)

